

# 高取町空き家家財処分補助金のご案内

空き家の売買を行うために、  
所有者が空き家内の家財を業者委託により処分  
する経費の一部を助成します。



## ○補助の対象となる空き家（次のいずれにも該当）

- （1）空き家のうちその面積の全てを自己の居住の用に供する住宅であるもの
- （2）空き家及びその存在する土地の所有者が同一であるもの
- （3）固定資産税の滞納がないもの
- （4）売却を目的に、**空き家流通促進に係る連携協定**に基づく情報提供の申込を行い推薦会員の通知を受けたもの

## ○補助の対象者（次のいずれにも該当）

- （1）補助対象空き家とその存在する土地の所有者である者
- （2）所有者が複数人存在する場合、全員の同意を得ていること
- （3）高取町に納めるべき税の滞納がない者
- （4）高取町暴力団排除条例（平成23年高取町条例第17号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

## ○補助の対象となる経費

空き家内にある家財の処分を、業者委託により行う経費  
※所有者が自分で行うものは対象としません。



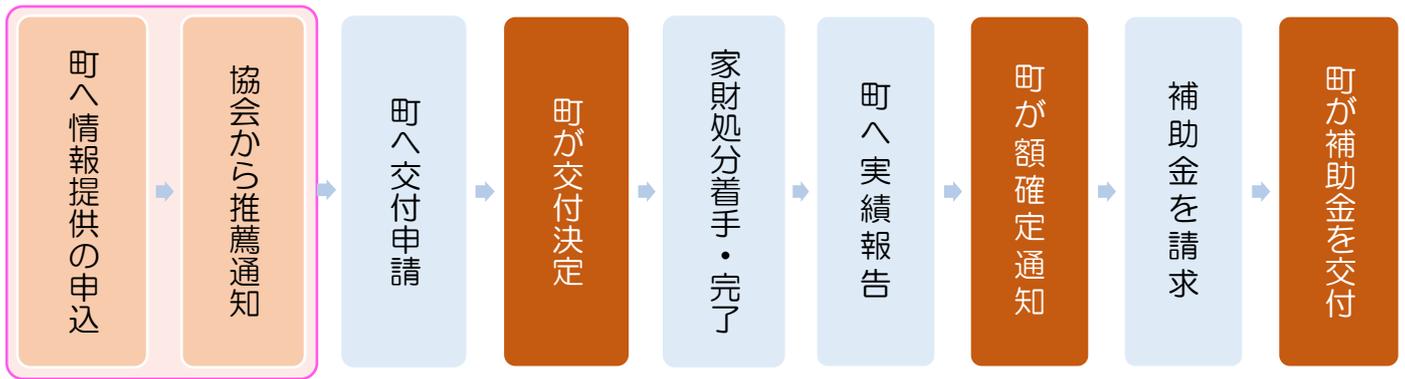
## ○補助金の額

補助率…補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）  
補助限度額…10万円

### 留意事項

1. 交付決定前に事業に着手している場合は、補助対象となりません。
2. 交付決定と同じ年度内に家財処分を完了させ、実績報告を行ってください。
3. 詳細は高取町空き家家財処分補助金交付要綱を確認してください。

## 申請手続きの流れ



### 交付申請に必要な書類

#### 高取町空き家家財処分補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）

添付書類：申請者・補助対象空き家・その存在する土地に、高取町に納めるべき税金の滞納がないことがわかる書類／補助対象空き家に係る**推薦会員通知書の写し**／補助対象空き家とその存在する土地の登記事項証明書／家財処分の見積書／家財処分前の写真

### 実績報告に必要な書類

#### 高取町空き家家財処分補助金実績報告書（様式第8号）

添付書類：家財処分に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し／補助事業実施に係る写真（着手前・搬出時・完了後）

### 空き家流通促進に係る連携協定

町は、(公社)奈良県宅地建物取引業協会と空き家流通促進に係る連携協定を結んでいます。

#### 【(公社)奈良県宅地建物取引業協会について】

宅地建物取引業者の品位の保持及び資質の向上、宅地又は建物の取引に係る業務の進歩改善に資することを目的に設立され、昭和34年に奈良県知事より認可を受けた公益法人です。

現在、会員数は約800社で、協会業務推進の敏速化を図るとともに、会員相互の協調の場として県内に9地区を設置し、業界への協力体制を維持しています。

#### 【協定利用の流れ】

- ① 空き家の売却や賃貸を希望する**所有者**が、**町**に協定に基づく情報提供を申込します。
- ② **町**は、**協会**に空き家の情報を提供します。
- ③ **協会**は、空き家の情報をもとに、当該空き家を取り扱う**不動産業者**を1者、協会員の中から選定し、**所有者**に**推薦**※します。
- ④ **所有者**は、推薦された**不動産業者**に連絡し、媒介契約の相談を行います。

※ただし、「接道がない」「土砂災害特別警戒区域内にある」等、取り扱ったとしても買い手・借り手の見込みがなく、空き家のまま状態が長期化する可能性が高いと判断される場合には、**推薦不可**。

申込受付：高取町まちづくり課

問合せ先：高取町まちづくり課 TEL:0744-52-3334

A070401